平成２９年（フ）第２１３号
岩手県釜石市甲子町第10地割557－２　日鉄住金物流釜石社宅106、住民票上の住所岩手県釜石市鵜住居町第24地割12番地４
債務者　前川美奈子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６９号
相模原市緑区二本松４丁目24番33号　第５メゾン越仙302
債務者　古屋　信子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２７７号
相模原市南区相模台５丁目２番20号　コーポパパラチア207号
債務者　田内　圭介
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８１号
相模原市南区相模大野４丁目５番３―1105号
債務者　真間　　仁
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８７号
相模原市緑区元橋本町４番17号　ハイツ元橋本103
債務者　山本　和彦
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８９号
相模原市中央区上溝870番地２
債務者　瀬川　秀人
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９０号
相模原市中央区相模原２－４－１　M&MⅡビル405、住民票上の住所相模原市中央区相模原２丁目６番16号
債務者　山崎　真一
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４１号
名古屋市東区黒門町120番地の１　黒門ハイツ301号
債務者　渡辺　芳雄
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０７号
名古屋市港区十一屋２丁目374番地　ヒノテ荘北Ａ－１号
債務者　椎　　是人
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６０号
愛知県小牧市小牧２丁目112番地２　リバティ・ＳＫ201号
債務者　大野　弘嗣
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５９６号
大阪市平野区長吉長原西４丁目６番23号　フジパレスシャルム長吉103
債務者　福嶋　弘樹
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９４号
大阪市住吉区千躰２丁目５番20号　ラポール住吉　405号
債務者　黒木　美徳
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２７号
大阪市住吉区長居東３丁目15番26―314号
債務者　中野　晶美
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４２号
大阪府守口市南寺方東通３丁目９番27―201号
債務者　市川　華菜（旧姓髙松）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００９号
大阪市城東区東中浜３丁目11番23号　アドバンス松田Ⅱ番館　305号
債務者　重田　真里（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１０号
大阪市東淀川区相川３丁目11番１―106号
債務者　荒木　尚美
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２５号
大阪市浪速区大国１丁目13番13号　スマイルハウス　202号
債務者　吉岡　眞澄
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部